

2008年5月14日

関係各位

野村ホールディングス株式会社  
コード番号 8604  
東証・大証・名証第一部

## ストック・オプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、2008年5月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして当社の子会社の役員(取締役、執行役)及び使用人に対して新株予約権を発行するに当たり、募集事項の決定を当社取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役に委任することにつき、2008年6月26日開催予定の当社第104回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 当社の子会社の役員及び使用人に対するストック・オプションとして発行する新株予約権の概要

発行する新株予約権(以下、「本件新株予約権」といいます。)は二種類であります。

#### (1) スtock・オプション A プラン

「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を、新株予約権の割当て時点における当社普通株式の時価を基準として決定するもので、税制適格の新株予約権であります。

#### (2) スtock・オプション B プラン

「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を、1株当たり1円とするものであります。

ストック・オプション B プランは、欧米で一般的なりストリクテッド・ストック(譲渡制限期間付の株式)と同様の経済効果を持つものとするため、行使価額を1円とし、募集事項の決定後、2年間は権利行使制限期間が設けられており、行使期間が開始する以前に自己都合で退職すると、原則としてその権利を失うもの

です。このストック・オプションは、報酬を現金で支払う代わりに、その一部をストック・オプションとして付与し、延べ払い的な要素を取り入れ、当社の株価に連動させる株式型報酬を導入するものです。これは優秀な人材を中長期的に確保するために有効なものであって、報酬の一部が当社の株価と連動することになります。株式の価値が増加すれば、報酬も増加することとなり、株主と利害を一致させることが可能になります。欧米で一般的な制度をこの新株予約権を利用したストック・オプションによって実現させています。これを利用しない場合には現金での報酬支払いが増加することになります。

## 2. 新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の子会社の役員及び使用人の報酬の一部を当社の株価と連動させることにより、株主との利害の一致を図りながら、異なる部門、地域で働く役員及び使用人に当社グループ全体の業績向上という共通のインセンティブを与え、以って業績向上を図るとともに、優秀な人材を確保することを目的として、当社の子会社の役員及び使用人に対して、ストック・オプション A プラン、B プランの二種類の新株予約権を発行するものであります。発行にあたっては、当社の子会社の報酬委員会等において、当該子会社等の利益水準、役員及び使用人それぞれの貢献・報酬水準等を事前に適切に審議した上で、当社執行役が決定します。

## 3. 本株主総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる本件新株予約権の数の上限

本株主総会の決議により、割り当てることができる新株予約権の数は、昨年と同じく、ストック・オプション A プラン、B プランを合計して 175,000 個を上限といたします。

また、新株予約権を行使することにより交付される当社普通株式の数についても、昨年と同じく、ストック・オプション A プラン、B プランをあわせて 1,750 万株(発行済株式総数比 0.89%)を上限といたします。ストック・オプション A プラン、B プランそれぞれの内訳は次のとおりです。

### (1) スtock・オプション A プランに係る新株予約権の数の上限

#### 新株予約権の数の上限

25,000 個を上限とします。

なお、新株予約権を行使することにより交付される株式の総数は当社普通株式 250 万株を上限とします。ただし、後述の 5.(1)<1>の規定に従い、

付与株式数の調整が行われた場合は、当該新株予約権に係る調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限の数を乗じた数とします。

<理由>

昨年はストック・オプション A プランに係る新株予約権の数の上限として 25,000 個をご承認いただいたところ、本年 4 月末までに新株予約権 20,160 個の発行実績がございました。例年どおり、子会社の役員及び使用人に対し、インセンティブを与えることを目的として、引き続き 25,000 個を上限とすることをお諮りいたします。

## (2) スtock・オプション B プランに係る新株予約権の数の上限

### 新株予約権の数の上限

150,000 個を上限とします。

なお、新株予約権を行使することにより交付される株式の総数は当社普通株式 1,500 万株を上限とします。ただし、後述の 5.(2)<1>の規定に従い、付与株式数の調整が行われた場合は、当該新株予約権に係る調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限の数を乗じた数とします。

<理由>

昨年はストック・オプション B プランに係る新株予約権の数の上限として、150,000 個をご承認いただいたところ、本年 4 月末までに新株予約権 94,674 個の発行実績がございました。

ストック・オプション B プランにつきましては、海外では株式型報酬による支払いが一般的であることから、主に海外の優秀な人材を中長期的に確保するための方法として当社グループにおいて定着してきており、現金報酬の支払いを抑制するという面において効果を発揮しております。当社は、海外での戦略を充実させるためにも、優秀な人材を確保する手段としてストック・オプション B プランを効果的に利用してまいりたいと考えております。

なお、第 104 期中に権利行使があった新株予約権につきましては、新株発行に代えて、すべて自己株式を交付いたしております。

2008 年 3 月 31 日現在の当社の自己株式数 57,886,944 株

**4. 本件新株予約権については、新株予約権と引換に金銭の払込みを要しないこととします。**

## 5. 本件新株予約権の内容

### (1) ストック・オプション A プランに係る新株予約権の内容

#### <1> 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(「付与株式数」といいます。 )は当社普通株式 100 株とします。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下同じ。 )または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割または株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整します。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとします。

#### <2> 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」といいます。 )に付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除きます。 )における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または割当日における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とします。 )のいずれか高い額に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げます。

新株予約権割当て後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行または当社の保有する当社普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除きます。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替えます。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

### <3> 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日から7年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定します。ただし、新株予約権は、募集事項の決定後、原則として2年間は権利行使できないものといたします。

### <4> 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

(ロ)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

### <5> 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

**<6> 新株予約権の取得事由**

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

**<7> 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。**

**<8> その他の新株予約権の行使の条件**

- (イ) 各新株予約権の一部行使はできないものとします。
- (ロ) その他の権利行使の条件は、当社取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定するものとします。

**(2) ストック・オプション B プランに係る新株予約権の内容****<1> 新株予約権の目的である株式の数**

ストック・オプション A プランと同じです。

**<2> 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法**

行使価額は1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

**<3> 新株予約権の行使期間 ~ <8>その他の新株予約権の行使の条件に**

ついては、ストック・オプション A プランと同じです。

以上